

令和7年5月15日

流水型ダム建設に対する要望への回答

球磨川漁業協同組合

代表理事組合長 堀川 泰注 様

国土交通省 九州地方整備局

川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳

令和6年12月17日付け球磨川漁業協同組合代表理事組合長から提出のありました「流水型ダム建設に対する要望書」について、別添のとおり回答致します。

- 1 球磨川は鮎の生育日本一を誇っているが、ダムによって遡上を阻害しており、現在は掬い上げによって上流に放流しているが、年によって天然稚鮎の遡上に変化があり計画的な放流が出来ていないので、水産振興対策として、遙拝堰の下流に鮎の人工産卵場を設置すること。

遙拝堰の下流においては、良好な瀬の再生を目的とした「八の字堰」の整備や、産卵場の創出のための砂利の投入など、アユ等の回遊性魚類の重要な生息・繁殖の場の確保に努めております。また、遙拝堰の施設管理者と共同で取水口に迷入防止のフェンスを設置する等の取組も実施しているところです。引き続き、現地の状況を確認しながら、アユをはじめとした魚族の生息・繁殖環境の保全・創出に努めて参ります。

2 川辺川及び球磨川に鮎ヤナ及び関連する施設を五木村、相良村、人吉市及び坂本町に整備すること。

川辺川及び球磨川では、瀬・淵の保全・創出を図り、アユをはじめとした魚族の生息・繁殖環境の保全・創出に努めます。鮎ヤナ及び関連する施設については、関係者と協議して連携・協働し、合意が図られた上で、必要な対応を実施します。

また、「関連する施設」について、内容によっては水産庁の補助事業が活用できる場合もあります。そのためには、「浜の活力再生プラン」の作成が必要となりますが、熊本県において御相談に対応して参ります。

3 川辺川の廻堰に魚道を新設すること（左岸側）。河川の水が左右を流れている。

この区間を管理する熊本県において、左岸側を遡上してきたアユをはじめとした魚族が、右岸側の既設魚道へ移動して堰上流へ上れるようにするため、支障となっている河川中央部の土砂の堆積状況を確認の上、堆積土砂があれば撤去し、その後の状況を確認することを検討します。また、堰左岸側でもアユをはじめとした魚族が堰上流へ上れるような施設の試験施工について検討します。

引き続き、堰の施設管理者等と連携・調整を図り、適切な役割分担のもと、上下流方向の連続性の確保に努めます。

4 山からの濁水や土砂の流入を防ぎ水質悪化を食い止める為、広葉樹林の植栽・砂防ダム等の計画を立てること。

川辺川流域では、平成 24 年に策定した中期計画（～R21 まで）に基づき、土石流対策及び土砂洪水氾濫対策のために、砂防堰堤の整備を計画的に実施しているところです。また、出水後に濁りが続いている場合は、川辺川上流や各支川の濁り調査を行っており、濁り対策検討のために、引き続き調査を行い、関係者間で情報を共有いたします。

川辺川の流水型ダムでは、洪水調節時に伴う一次的な貯水（洪水時にダムがない状態と同じになる）は平均 1 日程度、最大で 3 日程度になることから、貯水により洪水調節地内の樹木が枯れる可能性が低いと見込まれ、予め伐採することは致しません。一方、一定期間貯水する試験湛水により樹木が枯れる可能性もあることから、植生の早期回復プランを試験湛水前までに作成した上で、試験湛水を行い、樹木の調査を実施し、必要な措置を行います。

また、熊本県においては、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、国庫補助事業である「森林環境保全整備事業」や水とみどりの森づくり税を財源とした「次世代につなぐ森づくり事業」により、広葉樹造林を含む森林整備に対する支援を行っています。特に、地形や地質により、伐採・再造林を繰り返す循環型林業を実施することが難しいような場所においては、積極的に針広混交林化や広葉樹林化を図るべきと考えており、これら補助事業を活用して森林所有者が行う広葉樹への転換に対して支援を行っていく考えです。

また、林地からの土砂流出を抑制するため、伐採を行う事業者に対し「林地保全に配慮した林業のガイドライン」による指導を継続して参ります。さらに、球磨地域では、林業関係事業者・森林組合・市町村・県が連携し「次世代につなぐ球磨の森づくりルール」が策定されていますので、このルールに沿って「地形に応じた搬出方法の選定」「路網や土場の早期の原状回復または安定化」「林地保全に配慮した路網整備」等の林地からの土砂流出の抑制に、地域一体となって取り組んで参ります。なお、「伐採及び伐採後の造林の届出」

を取り扱う市町村に対しては、実務研修等を開催し、引き続き指導を進めて参ります。

加えて、流域治水の考え方に基づき、土砂災害対策として砂防堰堤等の砂防施設、治山施設の整備を計画的に実施しています。球磨川流域では、令和2年7月豪雨以降で昨年末までに9基の砂防堰堤の整備が完了しており、今後更に24基を整備する予定としています。また、50箇所では治山ダムを整備を予定しています。引き続き、国や関係自治体等と連携しながら、河川への土砂流入抑制のための施設整備を推進して参ります。

5 ダム上流の河川及び谷川に、稚鮎・ヤマメ等を放流する為の進入路を設置すること。

川辺川の流水型ダムは平常時に流水を貯めないことから、ダム堤体の近傍（ダム堤体から上流約 500m、下流約 200m）を除いて、洪水調節地内の河川や道路は現在と同じ利用ができると想定しております。

洪水調節地の進入路については、現在ある進入路も含め必要箇所等について球磨川漁業協同組合様や関係自治体等と協議の上、整備を実施いたします。また、安全性の観点からダム本体工事期間中やその後の運用時における洪水調節地内道路の利用のルールについても、併せて関係者と協議させていただきます。

また、熊本県においては、現在、五木村宮園地区において河川整備に関する設計を進めています。進入路としても利用可能な河川管理用の坂路の位置等については、地元の御意見を踏まえ、関係自治体等と協議の上、できる限り柔軟に対応して参ります。また、その他の箇所で管理用通路を設置する際にも、位置等についてはできる限り柔軟に対応して参ります。

6 魚族生息地帯の確保の為、護岸工事は自然石を用いた護岸にすること。

球磨川の豊かな自然環境を保全・創出するため、河川工事等においては、工事で発生した巨石などを護岸に再利用するなど、多自然川づくりを推進するとともに生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。さらに、洪水調節地内において、魚族の生息状況を踏まえ、ワンドや瀬淵、本川と支川の連続性の確保のための河川整備を関係者や学識経験者の御意見や御助言を頂きながら適切に実施して参ります。

また、熊本県においても、多様な生物の生息環境等を保全するため、河川工事等においては、自然石を用いた蛇籠等の活用や、河川掘削時に粒径の大きな石は存置するなど、河川環境に配慮した工事を実施して参ります。

7 魚族の保護として、有害鳥獣及び外来魚の駆除を実施する為の協力と補助を行うこと。

必要に応じてカワウの生息状況等のモニタリングを行うとともに、球磨川漁業協同組合様と連携の上、被害対策について協力して参ります。

なお、カワウの有害鳥獣捕獲許可については、鳥獣保護管理法で捕獲期間や捕獲羽数が定められていますが、熊本県では捕食による被害防止の目的で、これらの規制を緩和しています。

一方で、捕獲許可区域については、銃器による捕獲の場合、住宅地等が隣接する場合等に制限があります。駆除を実施されたい区域での許可が可能か御相談に対応して参ります。

また、外来魚の駆除については、電気ショッカー船や刺し網での駆除等が考えられます。熊本県において、効果的な駆除手法や実施に係る特別採捕許可申請の手続き等についての御相談に対応して参ります。

8 魚族の自然遡上・自然降下施設の充実、遥拝堰・瀬戸石ダムの自然降下が出来るように、瀬戸石ダムのゲートを開ける時期を早めにして親鮎を自然降下させること。

平成4年度（1992年度）以降、瀬戸石ダムに魚道を設置するなど、対策を講じており、その結果、整備・改良された魚道において魚類等の移動を確認しています。

また、瀬戸石ダムのゲートを開ける時期については、球磨川漁業協同組合様の意向の時期を踏まえつつ、施設管理者と協議し、過去の流況等も踏まえ開始時期を調整し、まずは、試験運用として開始時期の調整による効果を把握しながら、魚族の生息・繁殖を考慮した適切な河川管理に努めてまいります。

また、電源開発株式会社から以下の回答を得ております。

ゲート開放については、貯水池内の計画的な堆砂処理を目的として水位低下を行い土砂掘削工事を行っているものです。

ゲート開放時期の前倒しについては、球磨川漁業協同組合様の意向を踏まえつつ、10月下旬での試験運用に向け流況の確認や堆砂処理工事への影響を確認しており、河川管理者や受電会社等の関係者と協議、調整を行い、魚族の降下に配慮した運用に努めて参ります。試験運用開始は、受電会社との協議が必要となるため、早くとも令和8年度以降となります。

9 本体工事に伴う仮導水路を魚族が遡上するような対策を、遡上
が不可能であればその対応をすること。

ダム本体工事期間中（概ね 9 年間程度）は、既に整備済みの仮排水
路トンネル（延長 575m）を用いて河川の流れを切り替える（転流）予
定であり、仮排水路トンネルがアユの遡上可能な環境であるかどうか
を確認するために、球磨川産のアユを用いた遡上実験を行い、転
流期間中でもアユをはじめとした川辺川に生息する魚族が遡上でき
るよう段差がある呑口に魚道を設置し、必要に応じて、仮排水路ト
ンネル内の流速を抑制させる対策を実施いたします。

また、アユの仮排水路トンネル内での遡上状況をモニタリングし、
その結果に応じて、球磨川漁業協同組合様と連携し、仮排水路トン
ネル上流に遡上アユを放流する等、必要な対策に取り組んでまいり
ます。

10 川辺川、球磨川に遊水地が設けられるが、魚族の迷入対策や迷入した時の対応を行うこと。

遊水地において、洪水時に迷入した魚族等は、一時的に貯留した洪水流の排出と共に川に戻ることを想定していますが、洪水流を流入させる越流堤部における魚族等の迷入対策も含め関係者と調整し検討して参ります。

11 流水型ダムの河床部放流設備を魚族が遡上、降下するように対策を行うこと。

川辺川の流水型ダムには幅 5m の河床部放流設備を 3 門設置することを予定しており、河床部放流設備に接続する上下流の河道と、水面や流れが連続的になるよう、これまで大型の水理模型実験も活用しながら検討を進めてまいりました。また、他ダムでの実績を踏まえ、河床部放流設備内に明かりを確保することも検討中です。引き続き、アユをはじめとした川辺川に生息している魚族が自由に遡上・降下できるよう、環境影響の最小化を目指したダムの構造や運用を追求するとともに、事業の進捗に応じて、球磨川漁業協同組合様にその内容をご説明させていただきます。

また、ダム完成後においても、アユをはじめとした魚族の生息状況などモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて対策を実施する等、適切に維持管理を実施して参ります。